

議題（５） 平成３０年度生活交通確保維持改善計画（案）について

生活交通確保維持改善計画（案）

（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成２９年 ６月 日

（策定団体名）西尾市地域公共交通活性化協議会

〇. 生活交通確保維持改善計画の名称

西尾市地域内フィーダー系統確保維持計画

１. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西尾市では、市外や市内地域間の移動を担う「幹線」交通として、名鉄西尾・蒲郡線、名鉄東部交通路線バス（岡崎西尾線、一色線）、ふれんどバス、佐久島渡船が運行されており、名鉄東部交通路線バス（平坂中畑線、寺津線）、六万石くるりんバスがこれらの公共交通を補完する「準幹線」交通として、「幹線」交通への接続や地域内の移動を担っている。

しかし、平成２３年４月の旧西尾市と旧幡豆郡３町との合併によって広大となった市域には、鉄道やバスの運行していない「交通空白地域」が依然として多く存在しており、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保する必要があったため、自宅と小学校区内の最寄りの駅またはバス停間の輸送を行うデマンド型乗合タクシー「いこまいかー」の運行を、平成２４年１０月に市内全域で開始した。「いこまいかー」の運行により「幹線」、「準幹線」交通への接続が可能となり、最低限の移動手段を確保することで「交通空白地域」の解消を図ることができる。

また、一色地区においては、医療機関や公共施設など地域内の移動手段がないため、平成２８年度に策定した「西尾市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域住民との協働により地域内を循環するコミュニティバスを運行し、日常生活の移動手段確保を図る。

２. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

①いこまいかー（地域公共交通確保維持改善事業対象外の系統を含む）

年間利用者数…H28実績をもとに、毎年度１０％の増加を目標とする。

実 績		
H27 (H26.10-H27.9)	H28 (H27.10-H28.9)	
1,044人	1,155人	
目 標		
H30 (H29.10-H30.9)	H31 (H30.10-H31.9)	H32 (H31.10-H32.9)
1,398人	1,538人	1,692人

②一色地区コミュニティバス（平成２９年１０月から新規運行）

年間利用者数…１便あたり５人以上を目標とし、以降前年比増を目標とする。

(2) 事業の効果

運行地域における日常生活での移動手段を確保し、公共交通空白地域及び交通不便地域の解消を図るとともに、地域間幹線系統に接続することで、市内地域間及び近隣市の鉄道駅や医療機関等への広域的な移動手段が確保される。

3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

市、運行事業者、地域住民の連携により以下の利用促進策を実施する。

- ・各利用者の移動目的に合わせて乗継ぎまでカバーした「マイ時刻表」の作成
- ・町内会の会合やお祭り等のイベントでの周知、アンケートの実施
- ・沿線の買い物、病院、公共施設等を掲載した移動目的に合わせたマップの作成
- ・公共交通を利用したウォーキング等のイベント実施
- ・沿線店舗等との協力（バス来店者の割引サービス、広告事業等）
- ・地域による高齢者への試乗機会の提供

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付（※本日省略）

①運行事業者の決定経緯

いこまいかー、一色地区コミュニティバスともにプロポーザル方式により運行事業者を選定した。

②地域内フィーダー系統の補足（既存交通や地域間幹線交通との関係や整合性を図っている旨（要綱別表7のハ）の説明）

いこまいかー、一色地区コミュニティバスともに各地域と地域間幹線系統を結ぶサービスであるため、既存公共交通と競合することなく、連携しながら交通空白地の解消を図ることができる。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ①いこまいかー…名鉄東部交通株式会社
- ②一色地区コミュニティバス…東伸運輸株式会社

7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付（※本日省略）

8. 協議会の開催状況と主な議論

<平成25年度>

平成25年4月17日 第1回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会の設立

平成25年6月28日 書面決議

- ・平成26年度生活交通ネットワーク計画について承認

平成26年1月30日 第6回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成25年度地域公共交通確保維持改善事業の一次評価について協議

平成26年3月24日 第7回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について報告

<平成 26 年度>

平成 26 年 6 月 30 日 書面決議

- ・平成 27 年度生活交通ネットワーク計画について承認

平成 26 年 11 月 20 日 第 2 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 26 年度地域公共交通確保維持改善事業の一次評価について協議

<平成 27 年度>

平成 27 年 6 月 18 日 第 1 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 28 年度生活交通確保維持改善計画について承認

平成 28 年 1 月 14 日 第 2 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業の一次評価について協議

<平成 28 年度>

平成 28 年 6 月 16 日 第 1 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 29 年度生活交通確保維持改善計画について協議

<平成 29 年度>

平成 29 年 6 月 29 日 第 1 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 30 年度生活交通確保維持改善計画について協議

9. 利用者等の意見の反映

市内の主要な市民団体を構成員としたデマンドタクシー検討委員会や地域公共交通会議において協議を行い、運行計画案を作成した。また、運行開始に当たっては、地域別住民説明会の実施や市のホームページ、広報にて運行計画案に関するパブリックコメントを募集し、意見を反映した修正を行った。

また、一色地区コミュニティバスについては、地区自ら検討を行う協議会を設立し、運行ルート等の検討を行った。

10. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛知県振興部交通対策課
関係市区町村	西尾市地域振興部
交通事業者 交通施設管理者等	愛知県バス協会 東伸運輸株式会社 名鉄東部交通株式会社 名鉄バス東部株式会社 愛知県タクシー協会 愛知県西三河建設事務所西尾支所管理課 愛知県西尾警察署交通課 名鉄東部交通労働組合 名古屋鉄道株式会社
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	<利用者代表> 西尾市代々表町内会長 西尾市民生委員児童委員協議会 西尾市障害者福祉団体連合会 西尾市シルバー人材センター 西尾市名鉄西尾・蒲郡線応援団 西尾市観光協会